

鳥取県告示第731号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------|-------------------|------------|----------|
| 株式会社キャンパス | 愛ハッピー訪問介護ステーション | 米子市西福原三丁目7-30-302 | 平成21年12月1日 | 介護予防訪問介護 |